

市消費生活センター

「クーリング・オフ」についてもっと知るろう

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 573236

クーリング・オフってなに？

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な法律制度です。クーリング・オフは消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約などをした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

特定商取引法における

クーリング・オフができる

○訪問販売（キャッチセールス・アポイントメントセールスなどを含む）…8日間

○電話勧誘販売…8日間

○特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）…8日間

○連鎖販売取引（マルチ商法）…20日間

○業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）…20日間

○訪問購入（業者が消費者の自宅を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）…8日間

※ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

訪問購入の場合、クーリング・オフ期間内は、買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができます。クーリング・オフ期間は、申込書面または、契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。また、金融商品や宅地建物の契約などでもクーリング・オフができる取引があります。

クーリング・オフの手続き方法

○クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。はがきでできます。

○クーリング・オフができる期間内に通知します。

○クレジット契約をしている場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。

○はがきの両面をコピーしましょう。「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、コピーや送付の記録と一緒に保管しておきましょう。

クーリング・オフ 通知はがきの記載例

販売会社あて

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 ○○○○○
 契約金額 ○○○〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社×××× □□営業所
 担当者 △△△△△△

支払った代金○○〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 ○○○〇〇〇

信販会社あて

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 ○○○○○
 契約金額 ○○○〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社×××× □□営業所
 担当者 △△△△△△

クレジット会社 △△△△△株式会社

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 ○○○〇〇〇

買取業者あて(訪問購入の場合)

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 ○○○○○
 契約金額 ○○○〇〇〇〇円
 買取業者 株式会社×××× □□営業所
 担当者 △△△△△△

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 ○○○〇〇〇

※ 商品を引き渡ししている場合には、「引き渡し済みの商品○○を返還してください。」を追記してください。

「個人の情報を教えないと年金を停止する」と脅された

突然知らない女性から電話があり「国の調査なので答えなければ年金が減額される」と言われ、生年月日・家族構成・年金受給額などを聞かれた。不快に思い何も答えず電話を切ったところ、すぐに「市役所の生活課で年金を担当している」という男性から「調査に協力しないと年金が停止されるがよいのか」と電話があった。電話を切ってもすぐに電話がかかる、という繰り返しで、とてもしつこかった。不審であり気味が悪い。

（80歳代 女性）

【アドバイス】

公的機関の調査などをかたり、年金を停止するなど脅して個人の情報を聞き出そうとするケースです。相手のペースに乗らないことが大切です。

公的機関が個人宅に電話して、いきなり生年月日や家族構成などを尋ねたり、年金の支給停止を告げるなどということはありません。

電話がしつこく続くときは、最寄りの警察や消費生活センターにご相談ください。